

三田市立幼稚園条例新旧対照表

現行	改正案						
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条から第24条までの規定の趣旨にのっとり、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する目的をもって<u>幼稚園</u>を設置する。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(保育料等)</p> <p>第5条 保育料及び<u>入園料</u>は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(納付期日)</p> <p>第6条 <u>入園料は入園時に、保育料は毎月指定の期日までに納めなければならない。</u></p> <p>(不還付)</p> <p>第7条 既納の保育料及び<u>入園料</u>は、<u>いかなる理由があつてもこれを還付しない。</u>ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第8条 市長は、<u>貧困その他特別の事情があると認める者</u>に対しては、その保育料<u>又は入園料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条 省略</p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条から第24条までの規定の趣旨にのっとり、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する目的をもって<u>三田市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)</u>を設置する。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 保育料は、<u>9,350円を限度として、幼稚園に在園する者に係る支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(納付期日)</p> <p>第6条 <u>保育料は、毎月指定の期日までに納めなければならない。</u></p> <p>(不還付)</p> <p>第7条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第8条 市長は、<u>貧困その他特別の事情があると認める者</u>に対しては、その保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条 省略</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1054 633 1090">区分</th> <th data-bbox="633 1054 1106 1090">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1090 633 1125">保育料</td> <td data-bbox="633 1090 1106 1125">月額 9,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1125 633 1157">入園料</td> <td data-bbox="633 1125 1106 1157">6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	保育料	月額 9,100円	入園料	6,000円	
区分	金額						
保育料	月額 9,100円						
入園料	6,000円						